

魚津市告示第95号

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱の一部改正について

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱（平成23年魚津市告示第38号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第4条（略）  <u>（利用回数）</u></p> <p>第5条 実施園における<u>利用回数</u>は、利用児童1人につき、1か月当たり<u>12回</u>以内とする。</p> <p>第6条－第12条（略）  <u>（費用負担）</u></p> <p>第13条 一時預かり保育に係る保育材料費として、<u>1回</u>につき4時間以内の場合は、1,000円、4時間を超える場合は、2,000円の費用を徴収する。  2 利用児童が、実施園の提供する給食を利用するときは、前項の金額に給食の利用に係る負担金として<u>340円</u>を加算した額を徴収するものとする。</p> <p>第14条（略）</p> <p>様式第1号（第8条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第10条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号（略）</p> <p>様式第4号（第12条関係） 【別記3】</p>	<p>第1条－第4条（略）  <u>（保育期間）</u></p> <p>第5条 実施園における<u>保育期間</u>は、利用児童1人につき、1か月当たり<u>12日</u>以内とする。</p> <p>第6条－第12条（略）  <u>（費用負担）</u></p> <p>第13条 一時預かり保育に係る保育材料費として、<u>1日</u>につき4時間以内の場合は、1,000円、4時間を超える場合は、2,000円の費用を徴収する。  2 利用児童が、実施園の提供する給食を利用するときは、前項の金額に給食の利用に係る負担金として<u>200円</u>を加算した額を徴収するものとする。</p> <p>第14条（略）</p> <p>様式第1号（第8条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第10条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号（略）</p> <p>様式第4号（第12条関係） 【別記3】</p>

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 宛

保護者住所

保護者氏名

連絡先電話

申請児童との続柄（ ）

## 一時預かり保育申請書（兼児童台帳）

一時預かり保育を受けたいので、次のとおり申請します。

利用保育園名	保育園					
申請児童氏名	ふりがな					
					緊急連絡先	自宅電話 ( - )
	年 月 日生	男 女	歳	会社・携帯電話 ( - )		
希望する期間 及び時間等						
	氏 名	続柄	性別	年齢	職 業	勤務先及びTEL
家族 の 状 況						
申請理由	1 保護者の就労 2 保護者の傷病 3 育児疲労の解消 4 その他（ ）					
特記事項	被保険者記号・番号 保険種類					



【別記 2】

改正後

様式第 2 号（第10条関係）

様

年 月 日

魚津市立

保育園

園長

印

一時預かり保育承認通知書

申請のありました、一時預かり保育について次のとおり承認します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
一時預かりを実施 する保育園名	魚津市立 保育園
一時預かり保育 利用料	<u>1回 4時間以内</u> 1,000円 <u>1回 4時間を超える</u> 2,000円 ※給食を利用した場合 別途 <u>350円</u>

備考 一時預かり保育申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

様式第 2 号（第10条関係）

様

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 ⑩

## 一時預かり保育承認通知書

申請のありました、一時預かり保育について次のとおり承認します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
一時預かりを実施 する保育園名	魚津市立 保育園
一時預かり保育 利用料	<u>半日（4時間以内）</u> 1,000円 <u>1日（4時間を超える）</u> 2,000円 ※給食を利用した場合 別途 <u>200円</u>

備考 一時預かり保育申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

【別記 3】

改正後

様式第 4 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市立 保育園 園長宛

一時預かり保育辞退届

児 童 名		保護者名	
辞退する保育園	魚津市立 保育園		
一時預かり保育 を辞退する理由			

【別記 3】

改正後

様式第 4 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市立 保育園 園長あて

一時預かり保育辞退届

児 童 名		保護者名	
辞退する保育園	魚津市立 保育園		
一時預かり保育 を辞退する理由			

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。